

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九一―一七―一七七

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

別表第一（第一条関係）

一〇九（略）

十 サイバー通信情報監理委員会

事務局		組織	官職	区分
課長	次長	(略)	官職	一種
(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

十一～四十二（略）

四十三 環境省

地方環境局		組織	官職	区分
局長	次長	(略)	官職	一種
(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第一（第一条関係）

一〇九（略）

十 サイバー通信情報監理委員会

事務局		組織	官職	区分
課長	(新設)	(略)	官職	一種
(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

十一～四十二（略）

四十三 環境省

地方環境事務所		組織	官職	区分
所長	次長	(略)	官職	二種
(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

四十四・四十五 (略)	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)
四十四・四十五 (略)	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)